

9、各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込みについては、搬入量予測に対する直近年度の分別基準適合物の回収量の割合で設定した。

10、分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制で行う。

なお、現在、古紙類、古布類、アルミ缶及びリターナブルびん等は、行政区（自治会）や住民団体による集団回収を推進しており、引き続き資源回収により資源化が図られるよう、ごみとしての分別排出の前に資源化が実施できるように指導する。また、トレイ及び紙製容器包装等については、スーパーなどの店頭回収を基本とするが、公共施設などで拠点回収の取組みを推進する。

11、分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

平成12年4月から新施設が本格稼働し順調に操業しており、現時点では特別な施設増設等は必要ないと判断される。

処理施設に合わせたごみの収集を次のように4種類に分けて実施している。

なお、容器包装廃棄物に係る分別収集は、資源ごみの指定袋により収集することになる。

1) 可燃ごみ

紙類、厨芥類、草木、プラスチック、ビニール類など

2) 資源ごみ

飲料用の缶及びびん類、ペットボトル

3) その他不燃ごみ

小型家電製品、金属類、ガラス、陶磁器類など

4) 粗大ごみ

家具、家電製品、木切れなどで指定袋に入らない物

注) トレイ、牛乳パックを拠点回収するため、公共施設などに回収容器を設置し回収を実施している。

12、その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めていくため、市民や事業者、行政が協力して、分別収集に向けた啓発などの推進体制の整備に努める。
- ・行政区や隣組（自治会）、住民団体等による集団回収を推進するとともに、トレイ、牛乳パックの拠点回収への協力を更に啓発する。
- ・スーパーや小売店に、過剰包装の自粛や買い物袋持参運動の推進、トレイや紙店頭回収に努めるよう指導を強化する。
- ・未洗浄やキャップの装着、異物の混入などのため、特にペットボトルの回収率が低下しており住民への更なる啓発に努める。